

宮古島市最低制限価格の設定に係る事務処理要領

平成25年11月15日

訓令第37号

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）及び宮古島市契約規則（平成22年宮古島市規則第4号。以下「契約規則」という。）第8条第1項の規定に基づく最低制限価格の設定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 適用の対象は、競争入札に付する工事又は製造の請負で、予定価格が500万円以上とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、最低制限価格を設定しないことができる。

(定義)

第3条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限基準価格 最低制限価格の決定を行う場合の算出の基礎となる額をいう。
- (2) 最低制限価格 最低制限基準価格に第6条第2項の規定により決定された係数を乗じて算出した価格（小数点以下切り捨て）をいう。

(最低制限基準価格の設定)

第4条 最低制限基準価格は、最低制限基準価格設定者（契約規則別表中、予定価格の専決区分に掲げる者）が予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき、次に掲げる方法で算出した額の合計を目安として設定するものとする。ただし、その額が予定価格の10分の7に満たない場合は、予定価格に10分の7を乗じた額とする。

- (1) 直接工事費の額に1.0を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に0.9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に0.9を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に0.75を乗じて得た額

2 前項により最低制限基準価格の算出が困難な特殊工事及び製造の請負については、予定価格の10分の7以上で、最低制限基準価格を設定するものとする。

(最低制限基準価格調書の取扱い)

第5条 最低制限基準価格設定者は、前条の規定に基づき設定した最低制限基準価格を最低制限基準価格調書（別記様式）に記載した上で、封筒に入れて封印し、入札執行者は、開札の際にこれを開札場所に備えなければならない。

(最低制限価格の決定方法)

第6条 入札執行者は、開札後、宮古島市工事請負等競争入札心得（平成25年宮古島市訓令第7号。以下「入札心得」という。）第3条の規定により入札を辞退した者及び入札心得第6条各号に該当する無効の入札を行った者を除く入札参加者の中から、係数番号の抽選を行う者（以下「抽選者」という。）を抽選により選出するものとする。

2 抽選者は、入札執行人の指示に従い、係数番号の抽選を行うものとする。

3 次項に定める係数は、前項の規定により抽選した係数番号を次の表の左欄に掲げる係数番号の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる係数とするものとする。

係数番号	係数
1	1.000
2	1.001
3	1.002
4	1.003
5	1.004
6	1.005
7	1.006
8	1.007

9	1.008
10	1.009

4 入札執行者は、前項の規定により係数を決定した後、決定した係数番号及び最低制限基準価格に当該係数を乗じて算出した最低制限価格を最低制限基準価格調書に記載し、入札立会人にその内容の確認と署名を求めるものとする。

(最低制限価格の公表)

第7条 入札執行者は、落札者の決定後、開札場所において、最低制限基準価格、最低制限価格及び前条第2項の規定により決定した係数を公表するものとする。

(電子入札システムによる入札)

第8条 電子入札システムによる入札の場合は、第6条第1項の規定は適用しない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成25年12月1日以降に公告又は指名の通知を行う工事等について適用する。